



「ファンクラブ会員規約」の一部変更について

利用規約改定のお知らせ

平素は、スカイアクティヴズ ファンクラブをご愛顧いただきまことにありがとうございます。
この度、2022年9月15日(木)より、下記の規約を改定いたします。

主に以下を目的として、2022年9月15日付けで内容の変更を行います。

- ・会員種追加に伴う反映
- ・法人会員を踏まえた内容の明確化
- ・プライバシーポリシーに委ねることに変更

新旧対照表(スカイアクティブズ ファンクラブ会員規約)	
【改定前】	【改定後】
<p>第6条(会員の種類及び年会費)</p> <p>1. 本会の会員種別及び年会費は、以下の通りとします。なお、年会費に加算する消費税及び地方消費税については、消費税等の税率の変更に伴い金額を改定することがあります。</p> <p>(1) レギュラー会員(年会費2000円・19歳以上対象)</p> <p>(2) ジュニア会員(年会費1000円・19歳未満対象)</p> <p>(3) メール会員(年会費無料)</p>	<p>第6条(会員の種類及び年会費)</p> <p>1. 本会の会員種別及び年会費は、以下の通りとします。なお、年会費に加算する消費税及び地方消費税については、消費税等の税率の変更に伴い金額を改定することがあります。</p> <p><u>(1) プレミアム会員(年会費50000円・19歳以上対象)</u></p> <p>(2) レギュラー会員(年会費2000円・19歳以上対象)</p> <p>(3) ジュニア会員(年会費1000円・19歳未満対象)</p> <p>(4) メール会員(年会費無料)</p> <p><u>(5) SUPPORT法人会員(年会費50000円・法人のみを対象)</u></p>
<p>第7条(資格取消事由)</p> <p>本会は、入会申込者または会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明し、または該当することが合理的に疑われる場合、入会申込者の入会を承認せず、または会員の会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができます。また、これにより当該入会申込者または会員に損害が発生した場合であっても、本チーム、本会及び当社は一切の責任を負わず、また、第6条第2項の定めにより会費を返却しません。</p> <p>(1) 入会申込者または会員が、実在しない場合</p> <p><u>(2) 入会申込者または会員が、法人または団体である場合</u></p> <p>(3) 入会申込者または会員が、日本国内に住所を有しない場合</p> <p>(4) 入会申込者または会員の承諾なく他人が入会申込を行った場合</p> <p>(5) 入会申込内容が他の会員の登録情報の全部または一部と同じである場合</p> <p>(6) 入会申込時の記載内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合</p> <p>(7) 会員と電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により連絡を取ることができない場合</p> <p>(8) 入会申込者が過去において、本規約等の違反等により会員資格の取消等の処分を受けたことがある場合</p> <p>(9) 入会申込者が過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものと当社が認める場合</p> <p>(10) 未成年者である入会申込者が親権者など法定代理人の同意を得ていない場合</p> <p>(11) 入会申込者または会員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集団的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらの構成員等を指す)であると本会が認める場合</p> <p>(12) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)、せどり行為(インターネット転売)、またはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)のためである、もしくは入会申込者または会員がいわゆるダフ屋行為、せどり行為、またはショバ屋行為の常習者であると本会が認める場合</p> <p>(13) 本規約または利用規約等に違反した場合</p> <p>(14) その他、会員として不適切であると本会が判断する場合</p>	<p>第7条(資格取消事由)</p> <p>本会は、入会申込者または会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明し、または該当することが合理的に疑われる場合、入会申込者の入会を承認せず、または会員の会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができます。また、これにより当該入会申込者または会員に損害が発生した場合であっても、本チーム、本会及び当社は一切の責任を負わず、また、第6条第2項の定めにより会費を返金しません。</p> <p>(1) 入会申込者または会員が、実在しない場合</p> <p><u>(2) 入会申込者または会員が、日本国内に住所(法人会員においてはその本店所在地)を有しない場合</u></p> <p>(3) 入会申込者または会員の承諾なく他人が入会申込を行った場合</p> <p>(4) 入会申込内容が他の会員の登録情報の全部または一部と同じである場合</p> <p>(5) 入会申込時の記載内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合</p> <p>(6) 会員と電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により連絡を取ることができない場合</p> <p>(7) 入会申込者が過去において、本規約等の違反等により会員資格の取消等の処分を受けたことがある場合</p> <p>(8) 入会申込者が過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものと当社が認める場合</p> <p>(9) 未成年者である入会申込者が親権者など法定代理人の同意を得ていない場合</p> <p>(10) 入会申込者または会員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団(集団的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団)、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらの構成員等を指す)であると本会が認める場合</p> <p>(11) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)、せどり行為(インターネット転売)、またはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)のためである、もしくは入会申込者または会員がいわゆるダフ屋行為、せどり行為、またはショバ屋行為の常習者であると本会が認める場合</p> <p>(12) 本規約等に違反した場合</p> <p>(13) その他、会員として不適切であると本会が判断する場合</p>
<p>第13条(会員情報の利用)</p> <p>1. 本会は、会員に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、本サービスの利用履歴等)会員に関する情報をいい、以下、まとめて「会員情報」といいます)を取得することができ、本チーム及び本会は、会員情報を以下の利用目的で利用することができるものとします。</p> <p>(1) 本会における記念品等商品を発送するため</p> <p>(2) 本サービスを提供するため</p> <p>(3) 本チーム及び本会または第三者の商品、サービス等に関する広告、お知らせその他の情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付するため</p> <p>(4) 本人確認のため</p> <p>(5) 問い合わせ、苦情対応のため</p> <p>(6) アンケートの実施のため</p> <p>(7) 懸賞、キャンペーンの実施のため</p> <p>(8) 会員個人を特定することができない形式により対外統計資料として提供するため</p> <p>2. 本会は、次の項目のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を会員本人の同意がない限り、第三者(本会が、本会に関する業務を委託する者及びその再委託先(以下「委託先」といいます)を除きます。)に対して提供をしないものとします。</p> <p>(1) 人の生命、身体または財産の保護のために開示の必要があり、ご本人の同意を得ることが困難である場合</p> <p>(2) 法令により会員情報の開示が求められた場合</p> <p>(3) その他法令に定めのある場合</p> <p>3. 本会は、会員が本会を退会した場合、当該会員の会員情報を翌年末に廃棄いたします。</p> <p>4. 本会は、会員本人から当該会員の会員情報の開示・修正・削除・利用停止・消去の請求があった場合、本人確認を行ったうえで、遅滞なくこれに応じるものとします。</p>	<p>第13条(会員情報の利用)</p> <p>本会は、入会に際して取得した会員に関する情報を「マツダスカイアクティブズ広島 プライバシーポリシー」に従って取り扱うものとします。</p>